

エコ・パワー株式会社「（仮称）大分ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年5月30日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）大分ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」について、エコ・パワー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、大分県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 大分県大分市及び臼杵市
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出力 : 26,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年12月 3日
環境大臣意見受理	平成27年 2月20日
経済産業大臣意見発出	平成27年 2月27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 7月 2日
住民意見の概要等受理	平成27年 8月21日
大分県知事意見受理	平成27年11月11日
経済産業大臣勧告発出	平成27年12月 7日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年12月 7日
住民意見の概要等受理	平成30年 1月29日
大分県知事意見受理	平成30年 3月30日
環境大臣意見受理	平成30年 4月13日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 5月30日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電 話:03-3501-1742(直通)

エコ・パワー株式会社「（仮称）大分ウィンドファーム事業に係る 環境影響評価準備書」に対する勧告について

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 土地の改変に対する影響

対象事業実施区域の大部分は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林に指定されており、現状の計画では、風力発電設備を設置するためには、同法第二十六条の規定に基づく保安林の指定の解除が必要な状況である。また、現状の計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅及び土捨場の造成により、比較的大規模な土地の改変が行われ、土工量が多いものである。特に、その発生土の多くは風力発電設備のヤード造成及び工事用・管理用道路の新設・拡幅に伴う切土によるものであり、その残土の処理のため、更なる土地の改変が行われることから、それに伴う土砂流出による水環境、生態系等への影響が懸念される。

このため、擁壁等の構造物の活用や工事用・管理用道路に残土を活用すること等により、可能な限り土工量の最小化を図り土地の改変を抑制すること。また、対象事業実施区域内にやむを得ず土捨場を設置する場合は、専門家等の指導・助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所及び工法を選択すること。さらに、保安林の改変が予定される箇所については、その面積を最小化し、関係機関に対して改変の目的及び土捨場等の規模や構造を適切に説明した上で協議・調整を行うこと。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、当該区域及びその周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確

認されている。

このため、本事業による希少猛禽類等の重要な鳥類に対する影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装及びシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置並びに稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 植物

重要な植物の環境保全措置として11種の植物種の移植を行うこととしているが、代償措置によるこれらの移植対象種への影響は小さくなく、不確実性を伴うものであることから、評価書には他事業等における過去の移植の実績や困難度など含めた記載をし、事業の詳細設計を行う上にあっては可能な限り回避を検討すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場について

九六位展望台や白山神社など、人と自然との触れ合いの活動の場となっている周辺環境に配慮し、工事実施期間や施設の稼働後において地域の祭事等の妨げとならないよう努めること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

(大分県知事からの意見書の写しを添付)